

平成27年6月12日

国立大学法人千葉大学学長
徳久 剛史 殿

平成26年度監事監査報告書

監事 桑吉 勇

監事 宮坂 信之



私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）の業務並びに財務諸表、決算報告書及び事業報告書について監査を実施し、本監査報告を作成したので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

監事は、監査の基本方針、重要項目及び監査方法等を定め、学長、理事、監査室その他の職員と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、役員会、経営協議会及び教育研究評議会など重要な会議に出席し、学内の業務運営状況を確認するほか、重要な決裁書類を閲覧し、主要な部局に於いて業務及び財産の状況を調査しました。

更に、法人の関係者及び会計監査人からの報告、説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討しました。

2. 監査の概要

(1) 監査方針

本学の業務が適正かつ効率的に運営執行されているか、さらには会計経理全般の適正性につき監査を実施。

(2) 監査の項目

- ・法人経営、中期目標・計画
- ・リスク管理と法令遵守
- ・附属病院経営
- ・財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性
- ・上記重要項目以外の事項についても、日常の監査業務において隨時監査を実施

(3) 監査の方法

- ・重要事項に関しては、書類による監査と担当部署へのヒアリングを行いました。
- ・財務諸表、決算報告書及び事業報告書については、財務部及び会計監査人より報告説明を受けました。
- ・役員会、経営協議会、教育研究評議会など全学的な重要会議に出席しました。
- ・学長、理事、部局長及び部長と面談、現状及び将来の課題に関し意見交換を行うとともに資料の提出を求め、実施状況把握を行いました。
- ・重要文書の回付、さらに事故又は異例事態発生報告により現状把握に努めました。
- ・部局ヒアリングや調査などは、監査室と協力して監事監査業務の推進の効率化を図りました。

3. 業務監査の結果の概要

(1) 中期目標・計画、平成26年度計画の取組状況

本学の運営は概ね順調に行われています。

平成26年度より新学長、新理事が中心となって理系、生命科学系、文系の10年後を見据えた“TRIPLE PEAK CHALLENGE”というコンセプトを提示し、「TOKUHISA PLAN 2014」として大学のプランを取りまとめ、プラン達成の為の学内意識の向上と共に中期計画の推進に取り組みました。

その間、大学運営会議、役員打合せ、部局長連絡会、教育研究評議会及び経営協議会などにおいて情報の共有化と活発な議論で大学運営が行われました。そしてスーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援（タイプB）」に採択され、その過程に於いての議論は、教職員のグローバル化に向けた意識の向上にも寄与したと思われます。

監事として殆どの会議に陪席し、議論の進行を見守りましたが、学長がトップとして独断専行することなく、まず出席者の意見を引き出す事を優先的にしながら意見の集約を図っており、適法に、かつ円滑に行われました。

また、前述のプラン達成の為に国際、日本、科学を混合した『国際教養学部』の創設が重要な役割を持つことから、教員等の学内の協力を得ながらカリキュラム編成を含め構想が練られ、現在設置認可申請中となっています。本構想に於いても、既存の学部から入学定員を移行するなど、上記同様、学長のガバナンスが發揮されました。

他にも、平成26年度は法人評価の他、7年に1度の「大学機関別認証評価」が実施されましたが「本学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」との認証評価結果を得ることが出来ました。

以上が主な取組でしたが、それ以外にも大学改革に対応した取組は検討中のものを含め多くあります。主なものに下記のものがあげられます。

- ① 学校教育法及び国立大学法人法等の改正に伴う学内規則等の見直し等、平成27年4月1日施行の規程改正に向けて設置された「学内規則等見直しための検討委員会」等での議論を経て、関係規程の改正が平成27年3月26日の役員会で決定され、学内における学長の最終決定権が担保されました。
- ② 教育研究組織及び運営の改革
 - ・秋飛び入学（先進科学プログラム） 平成26年度は1名の入学実績
 - ・文学部既存4学科を1学科への再編計画
 - ・教育学部の中学校教員養成課程の入学定員減、スポーツ科学課程及び生涯教育課程の廃止。また、教職大学院の設置を含む教育学研究科の再編整備計画の策定
 - ・6ターム制導入に向けた検討及び平成28年度からの導入決定
 - ・医学薬学府の先進予防医学共同専攻の設置計画（本学、金沢大学、長崎大学による共同専攻）
 - ・教育課程の体系化・可視化のため、「千葉大学におけるコース・ナンバリングの原則」を策定し、平成27年度からの導入に向けて、各学部・研究科等の「コース・ナンバリングの水準分布」及び「カリキュラム・ツリー一覧」の策定
 - ・高大接続改革実行プランへの対応
 - ・年俸制導入による人材確保（平成26年度は計画通りの員数達成）、クロスアポイント制度の平成27年度からの導入決定
 - ・学長主導による部局長の選任
 - ・アクティブ・ラーニングの手法やICTを活用した授業実践
 - ・アカデミック・リンク・センターによる教材制作の為の権利処理手続きを効率的に進めるために、「大学学習資源コンソーシアム」が設立され、著作権者と包括的協議を開始
 - ・「スキップワイズ・プログラム」をはじめ、海外留学・派遣学生数が着実に増加
 - ・外国人教員数は前年度比4名増加し27名
 - ・学生寮（留学生寮を含む）の整備拡充
 - ・附属中学校において、新たなICT教育を実践し、公開授業研究会を開催
 - ・大学全体の運営組織の再編・整備や「未来医療教育研究機構」の設置による、基礎研究の成果を臨床研究・実用化に繋げるマネジメントや亥鼻キャンパス全体を見据えた教員選考を実施

・附属病院において千葉県、千葉市などと保健・医療・福祉サービスの向上を目指した連携強化

以上の他、平成26年度計画達成に向け改革への取組が実施されました。

③ 経営協議会の活性化——学外有識者が前年度から3名増加し過半数を超える13名となり、運営に学外者の意見を的確に反映させるよう体制強化が図られ、より多面的に大学経営に資する意見交換、議論が行われ、更に経営協議会終了後にテーマを決めての自由な意見交換会が実施され、うち1回は学生を交えての意見交換会が開催され、学外委員が大学の教育の実情を理解する機会となり意義のあるものとなりました。

また、平成27年度から部局長連絡会が単なる連絡会議ではなく、意見交換の場として活性化を図ることを目的とし、名称も「大学運営会議」としました。

④ 国立六大学連携コンソーシアム——本学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学で構成された国立六大学連携コンソーシアム協議会が開催され、今後の具体的施策等について、協議が行われました。

⑤ 部局長以上の参加で夏季特別集中討議が実施され、平成26年度は「千葉大学ブランドの創出」というテーマで一泊二日で行われましたが、テーマの議論の他、先生方のコミュニケーションにも効果があり有益な会議がありました。

⑥ 地域連携推進強化のため、本学の地域連携推進室長が「ちばプロモーション協議会」副会長として諸会議に出席し、各種イベントに貢献し、PR活動にも協力しました。また、県が組織するオリンピック推進会議及び専門部会に参画し、全学をあげて取り組む体制が整備されました。

以上多方面に亘り、大学改革の目標に沿った業務推進が実践されました。

教育研究の面での前向きな取組は組織にとって有効なものであったし、ガバナンスを効かした学長の業務推進は本学の憲章でもある「つねに、より高きものを目指して」とおりであり、順調に推移しつつあります。

また、役員の職務執行に関し、不正な行為又は法令に違反する重大な事実は認められません。

他方、会議の回数、議題の数、同一議題が異なる会議でも諮られることが多く、議論を尽くす意義はあるものの会議のあり方については一考を要するところでありましたが、平成27年度に向け改善の方向に舵を切ったことは評価できます。

(例えば、ペーパーレス会議、議題・報告事項の精選など。)

(2) 危機管理体制について

今年度発生した主なインシデントは個人情報漏洩と附属病院における麻酔薬盗難

と医療事故（ガーゼ遺残）であるが、実地監査を行い、原因究明、今後の改善策について意見交換し、其々既に改善策が実施され、PDCA が回るようになりつつあり、改善途上にあるのが現状であります。以前の本学の場合、P（規程）はあっても DCA が出来ていなかつた為にインシデント発生の可能性が高かったという事でしたが、組織の変更、関係委員会規程の改正による管理責任者の権限強化、全学および部局研修会の開催数の増加などにより学内におけるコンプライアンス意識の向上が図られた結果、部局長はじめ教職員の意識改善もあって組織観、倫理観に変化の兆しがあります。

監事としてリスク・コンプライアンスに関連する主な委員会等に対して監査を実施、すでに P（規程）はあるのでそれを如何に周知徹底、実践させるかということ、それを継続的に行っていくこと、が重要であることを徹底するとともに、下段に示した監査指摘事項を踏まえて各委員会、部局で一層の改善を実施していくことを要請したところであります。

主な指摘事項としては下記のとおりです。

- ①：P（規程）はあるが更なる改善の為に P の再検討、見直し
- ②：委員会の部局への指導徹底——部局内研修、フィードバック、分析、予防
- ③：専門家の人事ローテーションの確立
- ④：大学のビジョンの実現に向けた全体のリスク把握
- ⑤：所謂縦割り組織でリスク事象に対応している各部門を横断的に企画、管理する部門（運営基盤機構にある「危機管理部門」がそれにあたる）の運営強化など。

尚、業務方法書、公的研究費の不正使用防止、ハラスマント、研究不正防止、などの規程改正が行なわれ、より学長のガバナンスの効いた組織運営が可能となりました。

・内部統制システムに関して

本学業務方法書に記述されている内部統制に関しては、ヒト、モノ、カネ、トキを勘案すると当面は現状でやむを得ないと思われるが、大学のプラン達成の為には学長のリーダーシップで業務方法書に記述されている「組織内に整備、運用する仕組み」、所謂「内部統制」のあるべき組織構築に取り組んでいくことが今後の課題であると考えます。

さらに平成26年度において危機管理委員会の活性化を目的として「運営基盤機構」のなかに新たに「危機管理部門」が設置されました。この組織が本学全体のリスクマネジメントの統括部門として機能すること、縦割りになっている各委員会に横串を入れることにより組織連携強化によるリスクコントロール向上を期待します。

(3) 附属病院経営

診療報酬稼働額、外来及び入院診療単価、病床稼働率など勘案、経営実績は高く、病院首脳陣、事務担当者の努力は十分に評価するに値すると総括できます。

しかしながら、消費税増税、診療報酬改定、新外来棟設置などの影響を受けて、平成26年度以降は病院稼働額が前年度を下回ることが予想され、より適正な診療報酬請求、より効率的な医薬品・医療診断材料購入、在庫管理などを含む適正な病院経営が求められます。

その為の対策として下記の検討を要請しました。

- ①：経営コンサルタントを含む外部有識者の参加
- ②：比較対象するデータは国立大学病院データベースのみであるため、より広い視点からの検討が求められること

以上による一層の経営改革が可能となるよう期待します。

・インシデント関係

病院は患者と日々向き合う特別な職場であり、その認識の下以前から事故防止の為の対策は規程で定められ、且つ研修も行われていました。そして、今般の麻酔薬盗難や医療事故のインシデントに対しても病院長、事務方の発生後の対応は早く、PDCAはそれなりに機能していました。

特に麻酔薬盗難に関しては、麻酔薬の管理の徹底、倫理教育の徹底を全職員に周知するとともに、監視カメラの増設と薬剤の管理体制の強化が図られました。なお、本学就業規則により本人の懲戒解雇と病院長を始め関係者に対し管理責任を問い合わせ、厳重注意が行なわれました。

また、ガーゼ遺残問題に関する検討に加え医療事故防止の為の教育、研修会を現在以上に徹底され、講習会欠席者に対してはDVD視聴による実効性を高める手法を取り入れています。

患者の治療を最優先する現場ではあるが、さらなる工夫を凝らしての状況改善を要望しました。今後とも継続的なPDCA機能強化による改善を期待します。

(4) その他

① 超過勤務状況調査

事務部門により超過勤務時間のバラつきがみられ、超過勤務手当圧縮、強化部門への人材供給という観点から、ゼロベースでの見直しを提言しました。

② 学長、理事との意見交換

③ 部局ヒアリング

平成26年5月16日（金）から6月13日（金）の間、17部局とヒアリングを実施。着任後間もない監事にとって各部局の現状と課題を監事の立場か

ら把握する目的でヒアリングしたもの。各部局に対して概ね1時間半の意見交換だったが有意義なヒアリングでした。

- ④ 事務部門の5部長とのヒアリングも上記趣旨で行いました。
 - ⑤ 監事協議会、勉強会等に出席し職務に対する知識を得ると同時に、他大学監事との情報収集に努めるとともに自己研鑽の一助としました。
 - ⑥ 危機管理委員会主催の講演会で「大学に於けるリスク・コンプラとは」というテーマで講演したほか、全学研修会で教育・研究の向上に加え部局長のマネジメントに対しての意識向上を要請しました。
 - ⑦ 会計監査人との意見交換の場を持ちました。
 - ⑧ 病院在庫棚卸に立ち会いました。
 - ⑨ 学部の教授会に陪席し、情報収集に努めました。
- 等

4. 財務諸表、決算報告書及び事業報告書に関する監査

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、本学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

最後に、監事職務遂行に当たって、役員、教員及び職員の協力を得ると同時に、監査室の支援を得ました。

平成27年4月1日に本学の業務方法書が改正されました。内部統制とは「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」のことで「戦略的なマネジメントを行う際の重要なツール」であるとされています。教育・研究・社会貢献の更なる向上の為に、学長のリーダーシップにより本学の業務方法書に則ってプラン達成に向けての業務推進を期待します。